

# るすばん介護支援事業

## をご利用ください！

長野市社会福祉協議会では、市内の訪問介護事業者と協力し、介護者支援の取り組みとして、るすばん介護支援事業を進めています。

◆こんな事でお悩みの介護者の方へ・・・



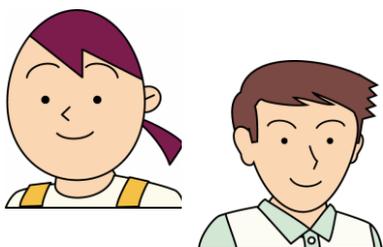
- ゆっくりと買物を楽しみたい。
- 久しぶりに会う友達と昼食に行きたい。
- 美容室に行って気分もリフレッシュしたい。
- 法事があるけれども出席できない。

など。



介護者の皆様が持つ上記のような悩みに応え、少しでも皆さん自身の自由な時間を持つことができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が皆さんの代わりに「留守番（見守り）」を行うのが、**るすばん介護支援事業**です。

◆利用についての相談、希望については・・・



サービスの内容や利用についてのご相談は・・・  
担当の**ケアマネジャー**にご相談ください。



## ご利用にあたって（重要事項説明書）

この事業は、社会福祉法人長野市社会福祉協議会を事業の運営主体とし、事業の協力関係にある訪問介護事業者を実施主体として行っているものです。

### 1 サービスの内容

本事業で提供するサービスは、介護保険法で定める要介護認定を受けている方が、日中安心して過ごすことができるよう見守り行為を行うサービスです。

〔サービスの利用時間〕

午前6時から午後10時までの間の2時間または3時間単位での提供となりますが、登録事業者によりこの限りでない場合があります。

〔サービスに含まれる行為と含まれない行為〕

必要と認められる身体介護は行いますが、生活援助（掃除、洗濯などの家事全般）は行いませんので御留意ください。

### 2 利用料について

利用料は次の表のとおりとなっており、現金もしくは口座振替でのお支払いとなります。なお、やむを得ない理由により予定の利用時間を超過した場合は、登録事業者が別に定める料金をお支払いください。

支援時間		利用料金（平日）	利用料金（平日時間外・土日・祝日）
2時間コース	⇒	280円	360円
3時間コース	⇒	420円	540円

### 3 事故時の補償について

事業者の過失により万が一怪我等を負わせてしまった場合は、加入している保険の範囲で補償をします。また、利用される介護者様等の過失により怪我等をされた場合にはこの限りではありません。

### 4 お守りいただきたいこと

- (1) サービスの提供前及び提供後において、必ずサービス提供事業者の訪問介護員とサービス内容及び利用料についての確認を行ってください。
- (2) 予定時間には必ずお戻りください。